

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の  
確保の推進に関する法律に基づく船舶の部品等  
に係る安定供給確保支援法人の募集について

## 公募要領

令和4年12月

国土交通省海事局船舶産業課  
内閣府経済安全保障推進室

## 1 はじめに

今般、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき船舶の部品（船舶用機関、航海用具及び推進器に限る。以下同じ。）が、安定供給の確保が必要な特定重要物資として指定されました。

法第31条第1項において、主務大臣は、特定重要物資ごとに安定供給確保のための取組を支援する安定供給確保支援法人を指定することができることと規定されていることを踏まえ、内閣府及び国土交通省では、船舶の部品及びその原材料等（以下「船舶の部品等」という。）に係る安定供給確保支援法人の公募を行います。

## 2 事業内容

法第31条第1項に規定する安定供給確保支援法人として、次の指針・方針に基づき、同条第3項に規定する安定供給確保支援業務を実施すること。

- ・ 特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（令和4年9月30日閣議決定）
- ・ 船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針（令和4年12月28日国土交通省公表）

なお、安定供給確保支援法人としての指定（以下「指定」という。）を受け、安定供給確保支援業務の実施に当たっては、内閣総理大臣及び国土交通大臣が定める供給確保支援実施基準に基づき、安定供給確保支援業務規程を定め、内閣総理大臣及び国土交通大臣の認可を受ける必要があるほか、補助金等の交付に関する予算の執行の適正化に関する法律及び国土交通省が定める船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付要綱に従って行うものとする。

## 3 募集方法・応募要件について

### （1）募集方法

件名	法に基づく船舶の部品等に係る安定供給確保支援法人の指定
募集期間	令和4年12月28日～令和5年1月30日
募集形式	公募
指定する機関の数	1法人

### （2）募集要件

- ①一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人であること。

- ②安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- ③安定供給確保支援業務の実施体制が安定供給確保基本指針に照らし適切であること。
- ④安定供給確保支援業務以外の業務を行っている場合にあっては、その業務を行うことによって安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

#### 4 応募書類の提出について

##### (1) 応募期間等

募集開始日：令和4年12月28日（水）

募集締切日：令和5年1月30日（月）17:00 必着

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00

受付曜日：月曜日から金曜日（行政機関の休日を除く。）

##### (2) 提出方法

(1) の募集締切日までに、原則として電子メールにより、(3) の内閣府及び国土交通省の両省の提出先メールアドレスに提出すること。

提出に当たっては、メールの件名を「安定供給確保支援法人(船舶の部品等)の提出書類(応募者名)」とし、本文に事業者名、連絡先、担当者名を必ず明記すること。

添付するファイルが7メガバイトを超える場合は分割して送信し、送信メールの件名及びファイル名の最後に何分割の何番目(例えば「1/3」など)であるかを必ず記載してください(圧縮ファイルは使用しないでください)。

メール送信後に問い合わせ先に連絡し、着信していることを必ず確認してください。

##### (3) 提出先・問合せ先

国土交通省海事局船舶産業課 松本、濱中、石黒、荒井、吉開 宛

メールアドレス：hqt-kaiji-senpakusangyou-keizaiampo/atmark/gxb.mlit.go.jp

TEL 03-5253-8111 (代表)

内閣府経済安全保障推進室 サプライチェーン強靱化担当 宛

メールアドレス：scteam.keizaiampo.a4z/atmark/cao.go.jp

TEL 03-5253-2111 (大代表)

※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しておりますので、送信の際には「@」に変更してください。

#### (4) 提出書類

内閣府・国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令（以下「支援法人命令」という。）第2条に規定する申請書及び添付書類を、本公募への申請書類として提出して下さい。

申請書（支援法人命令第2条第1項）（様式第1）
添付書類（支援法人命令第2条第1項第1号から第10号）
一 定款の写し
二 登記事項証明書
三 役員及び安定供給確保支援業務に関する事務に従事する職員の氏名及び略歴を記載した書類
四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類（※1）
五 安定供給確保支援業務の実施に関する基本的な計画（※2）
六 安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施できることを証する書類（※3）
七 申請法人が法第31条第2項各号に該当しない旨を誓約する書類
八 役員が法第31条第2項第3号に該当しない者である旨を当該役員が誓約する書類
九 申請法人の最近3期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
十 安定供給確保支援業務に関し知り得た秘密を確実に保持するために講ずる措置に関する書類

※1 安定供給確保支援法人として指定された場合に安定供給確保支援業務を実施する旨の定款変更案について決議した理事会、評議員会等の議事録等とする。

※2 事業実施体制、安定供給確保支援業務の方法、区分経理の方法について記載すること。

※3 法第31条第1項の基準に適合し、安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施できることを証する書類を添付すること（他の項目により書類を添付している場合は本項目における書類の添付は不要）。

なお、法第31条第1項の基準については以下のとおり。

一	安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
二	安定供給確保支援業務の実施体制が安定供給確保基本指針に照らし適切であること。(※4)
三	安定供給確保支援業務以外の業務を行っている場合にあっては、その業務を行うことによって安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- ※4 安定供給確保支援業務に関し知り得た秘密を確実に保持するために講ずる安定供給確保支援業務に関し知り得た秘密を確実に保持するために講ずる措置が規定されている情報管理規程、定款等の書類を添付すること。
- ※5 安定供給確保基本指針（特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針）第6章第2節に掲げる安定供給確保支援法人が果たすべき要件は以下のとおり。

①	安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施するために必要と認められる経理的基礎を有するものであること。特に、安定供給確保支援法人基金を設ける場合にあっては、当該安定供給確保支援法人基金を適正かつ確実に運用できる経理的基礎を有すること。
②	安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施するために必要となる技術的能力及び特定重要物資に関する活動実績を有すること。
③	役職員の人的構成等を始め、安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施体制を構築していること。
④	安定供給確保支援業務の実施を通じて、企業の競争力の源泉と深く関わりのある情報に接する可能性があることを踏まえ、安定供給確保支援業務を通じて知り得た秘密を確実に保持するための情報管理体制を構築していること。
⑤	安定供給確保支援業務以外の業務を行っている場合にあっては、その業務を行うことによって安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

## 5 提出に当たっての注意事項

- ・申請書類は返却しません。申請書類に記載された情報については、機密保持には十分配慮し、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。
- ・応募要件を満たさない者が提出した申請書等は無効とします。
- ・虚偽の記載をした申請書等は無効とします。
- ・申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- ・「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

## 6 審査・選定及び結果通知について

### (1) 審査・選定の方法

内閣府及び国土交通省は、提出された申請書等の内容が募集の応募要件を満たしているかどうかを審査します。申請書の明らかな記入ミスや書類不備がある場合は、審査の対象にならない場合があります。審査では、応募要件を満たしている案件について、次の評価項目を踏まえて申請内容を評価し、安定供給確保支援法人として一法人を選定します。必要に応じてヒアリング等を実施するほか、支援法人命令第 2 条第 3 項に基づき必要な書類の提出を求めることがあります。

#### 【評価項目】

安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。（法第 31 条第 1 項第 1 号）
---

安定供給確保支援業務の実施体制が安定供給確保基本指針に照らし適切であること。（法第 31 条第 1 項第 2 号）
---

安定供給確保支援業務以外の業務を行っている場合にあつては、その業務を行うことによって安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。（法第 31 条第 1 項第 3 号）
--

### (2) 選定結果の通知等

選定結果は、審査の終了後、内閣府及び国土交通省から全ての申請者に速やかに通知します。また、指定をしたときは、法第 32 条第 1 項の規定に基づき、当該指定に係る安定供給確保支援法人の名称、住所及び安定供給確保支援業務を行う営業所又は事務所の所在地を内閣府及び国土交通省ホームページに公示します。

## 7 参考

### (1) 安定供給確保支援業務の実施に要する経費の補助について

国土交通大臣は、安定供給確保支援法人に対して、法第 31 条第 3 項第 1 号の助成金の交付その他の安定供給確保支援業務（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費を補助することを予定しています。具体的な補助スキームは以下を想定しています。

国土交通省	
(申請) ↑ ↓ (補助)	補助率：定額
安定供給確保支援法人	(補助事業者) ※本公募の対象
(申請) ↑ ↓ (助成)	補助率(助成率)：1 / 3以内
認定供給確保事業者	(間接補助事業者)

また、その際の補助率・補助額は以下を予定しています。

(補助率・補助額)

定額補助(10/10)とし、令和4年度は6,306,304千円(令和4年度以降5箇年度以内とされている国庫債務負担行為の限度額は10,584,612千円)を上限とします。なお、最終的な実施内容、交付決定額については、国土交通省と調整した上で決定することとします。

(2) 補助金の支払い

① 支払時期

補助金の支払いは、事業終了後の精算払又は必要があると認められる場合の概算払となります。

② 支払額の確定方法

安定供給確保支援法人より国庫債務負担行為の最終年度の事業終了日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出いただく実績報告書に基づき、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

(3) 補助金の交付申請及び交付決定

補助金の交付を受けるためには、補助金交付要綱に基づき、安定供給確保支援業務の開始前に、国土交通大臣に補助金交付申請書を提出する必要があります。国土交通省は、申請内容を審査した上で補助金交付決定を行い、その後、安定供給確保支援業務を開始することとなります。(補助金の交付決定を通知する前に発生した経費については、補助金の交付対象とはなりません。)

なお、採択決定後から交付決定までの間に、国土交通省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

#### (4) 補助対象経費

##### (4) — 1 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、以下を予定しています。(財務省との協議により変更となる可能性があります。)

補助対象経費		補助率
区分	内容	
事業費	助成事業費 認定供給確保事業者（間接補助事業者）が認定供給確保事業（間接補助事業）を行うために必要な経費であって施設・設備・技術の導入に要する次の経費に充てるための助成金（間接補助金） ・調査・試験・分析・検証等費用 ・設計費 ・材料費 ・設備費（ネットワーク連繋、オペレーティングシステム構築の費用を含む） ・運搬費 ・工事費（基礎工事、仮設・撤去、付帯工事、工事管理の費用を含む） (法第 31 条第 3 項第 1 号関係)	定額 (10/10 以内) (認定供給確保事業者への助成率は 1 / 3 以内)
	情報収集等事業費 安定供給確保支援法人（補助事業者）が次の業務を行うために必要な経費 ・安定供給確保支援事業の対象とする特定重要物資等の安定供給確保に関する情報の収集及び公表 ・安定供給確保支援事業の対象とする特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談への対応 (法第 31 条第 3 項第 3 号及び第 4 号並びにこれらの附帯業務関係)	定額 (10/10 以内)
	管理費 安定供給確保支援法人（補助事業者）が補助事業を執行するために必要な人件費、旅費、会議費、謝金、	定額 (10/10 以

	備品費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、振込手数料、その他諸経費	内)
--	------------------------------------	----

(4) — 2 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、安定供給確保支援法人に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・申請書類、安定供給確保支援業務規程等の作成のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

(4) — 3 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、安定供給確保支援法人が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、安定供給確保支援法人に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、安定供給確保支援法人における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる安定供給確保支援法人にあっては、安定供給確保支援業務の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない安定供給確保支援法人
- ②免税事業者である安定供給確保支援法人
- ③簡易課税事業者である安定供給確保支援法人
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の安定供給確保支援法人
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である安定供給確保支援法人

⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する安定供給確保支援法人

(5) 事業実施状況の把握

安定供給確保支援業務の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。